

**令和 8 年度河川流下能力再生事業
寒河江川河道管理最適化検討業務委託 公募要領**

1 目的

この要領は、一級河川寒河江川（西村山郡西川町大字大井沢地内）の河道の安定化と土砂移動の最適化に向けた対策の検討に係る業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

（１）業務の名称（場所）

令和 8 年度河川流下能力再生事業 寒河江川河道管理最適化検討業務委託
（西村山郡西川町大字大井沢地内）

（２）業務の目的

本業務の対象とする寒河江川の大井沢地区は、急流区間であり、砂州の形成に伴う特定の河岸・構造物への偏流が確認されている。

本業務はこれを踏まえ、実態と数値解析に基づく河床変動に伴う施設被害の要因の分析結果を考慮のうえ、河道管理の最適化に向けた対策案を検討し、その仕様及び配置計画を提案するものである。なお、本対策の効果として、地区内の橋梁や護岸等の既存構造物の維持管理負荷の軽減を見込むものとする。

（３）業務の内容

①計画準備

- ・業務の方針、手順、工程及び業務の遂行に必要な事項を企画、立案した業務計画書を作成する。

②資料収集整理

- ・本業務を実施するにあたり、関係資料を収集、整理する。

③現地調査

- ・河川の偏流、河床状況など、対策案の提案に向け必要な調査を行う。

④河床変動に伴う施設被害の要因分析

- ・業務範囲及び周辺における護岸崩落などの施設被害の要因を、実態と数値解析により定量的に分析する。

⑤河道管理の最適化に向けた対策案の検討

- ・対策案は、コンクリート等による剛構造のほか、巨石の再配置、柔構造、透過性構造など、複数案を検討する。
- ・各検討案について、事業効果、経済性、施工性、周辺環境への影響、維持管理コストなどを総合的に勘案し、最適な対策案を選定する。

⑥報告書作成

- ・以上までの検討内容を報告書として取りまとめる。

⑦打合せ

- ・業務着手時、業務の主要な区切り（中間打合せ）及び業務完了時において、管理技術者立ち合いのもと打合せを行うものとする。中間打合せは必要に応じ複数回行うものとする。

⑧貸与資料

- ・過年度の測量成果などを貸与できる。貸与資料一覧は、公募参加資格要件に適合するものに対し、審査結果の通知とともに送付予定である。

（４）委託の期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

（５）提案上限額 33,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

次の各号に掲げるすべての要件を満たすことを条件とする。

- （１）山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（建設コンサルタント業務の「河川、砂防及び海岸・海洋」の登録を受けているものに限る。）であること。
- （２）山形県内に本店又は営業所（名簿に登載された受任者の所在地にある営業所）を有すること。
- （３）平成 28 年度から令和 7 年度までに完了している「河床変動の定量的解析及び対策検討」の業務実績があること。
- （４）山形県から受注して令和 7 年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評定点について、60 点未満のものが無いこと。
- （５）本業務の管理技術者として、技術士（総合技術監理部門：建設部門の河川、砂防及び海岸・海洋）、技術士（建設部門の河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかの資格を有する者を配置できること。
- （６）山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （７）暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

4 企画提案に対する評価基準等

- (1) 評価は、県が設置する「寒河江川河道管理最適化検討業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 評価は、別表「企画提案評価基準」に基づき実施する。

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書（様式 1）

②提出方法

- ・持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に 6 の担当部局（業務担当）に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

③提出期限 令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和 8 年 8 月 6 日（木）までに文書により通知する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由の説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

ア 企画提案書（様式 2）

イ 見積書（算出根拠）

ウ 上記ア～イに係る電子媒体（ウィルスチェック済みの CD-ROM、DVD-ROM 等）

※文書ファイル形式は Microsoft Office 形式とし、全て pdf 形式に変換したデータも提出すること。

- ②提出部数 ア～ウ 各1部
- ③提出方法 上記(1)に同じ
- ④提出期限 令和8年8月20日(木)午後5時まで

(3) 企画提案書の記載内容

以下の項目について記載するものとする。

①業務の実施体制

②管理技術者の業務実績等

- ・配置予定の管理技術者がこれまで担当した国、地方公共団体発注の同種業務又は類似業務(いずれも平成28年度から令和7年度までに完了している業務の実績)を記載すること。複数の業務実績を記載可とする。
- ・同種業務、類似業務は以下の通りとする。

同種業務：河床変動の定量的解析及び対策検討

類似業務：砂防又は海岸分野における土砂移動の定量的解析及び対策検討

③業務の実施方針

④特定テーマ

1) 河床変動に伴う施設被害の要因分析

施設被害の定量的な分析を行う際の実施方針

2) 河道管理の最適化に向けた対策案の検討

対策案の検討方針

《作成上の注意点》

- ・全て企画提案書(様式2)に記載すること。
- ・A4判片面印刷(多色仕上げ可)とし、本文で使用する文字のフォントサイズは10ポイント以上(図表、注釈等を除く。)とする。
- ・提案書の枚数は、表紙を含み6枚までとする。
- ・記載する事項のページの配分は自由で、レイアウトの変更も可能である。ただし、表紙のレイアウト変更は行わないこと。

6 担当部局等

〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西355号 山形県村山総合支庁建設部

契約担当 西村山建設総務課経理係 電話番号 0237-86-8346

業務担当 西村山河川砂防課河川維持調査担当 電話番号 0237-86-8413

7 企画提案書等に関する質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書(様式3)を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】寒河江川河道管理最適化検討業務委託」として下記まで提出すること。

(2) 提出先

Mail: ynishimurakasen[at]pref.yamagata.jp (送信時に[at]を@に置き換えること。)

(3) 質問期限

令和8年8月6日（木）午後5時まで

(4) 質問等への回答

質問等への回答は、応募があった全者に対し電子メールで行うものとする。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 企画提案書及び見積書に記載されている内容が本要領で定める要件に適合しないとき。
- (5) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。
- (6) 選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。

9 最優秀提案者の決定方法

- (1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (3) プレゼンテーションの日時・場所・方法等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- (4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を行うこととする。

10 契約手続き

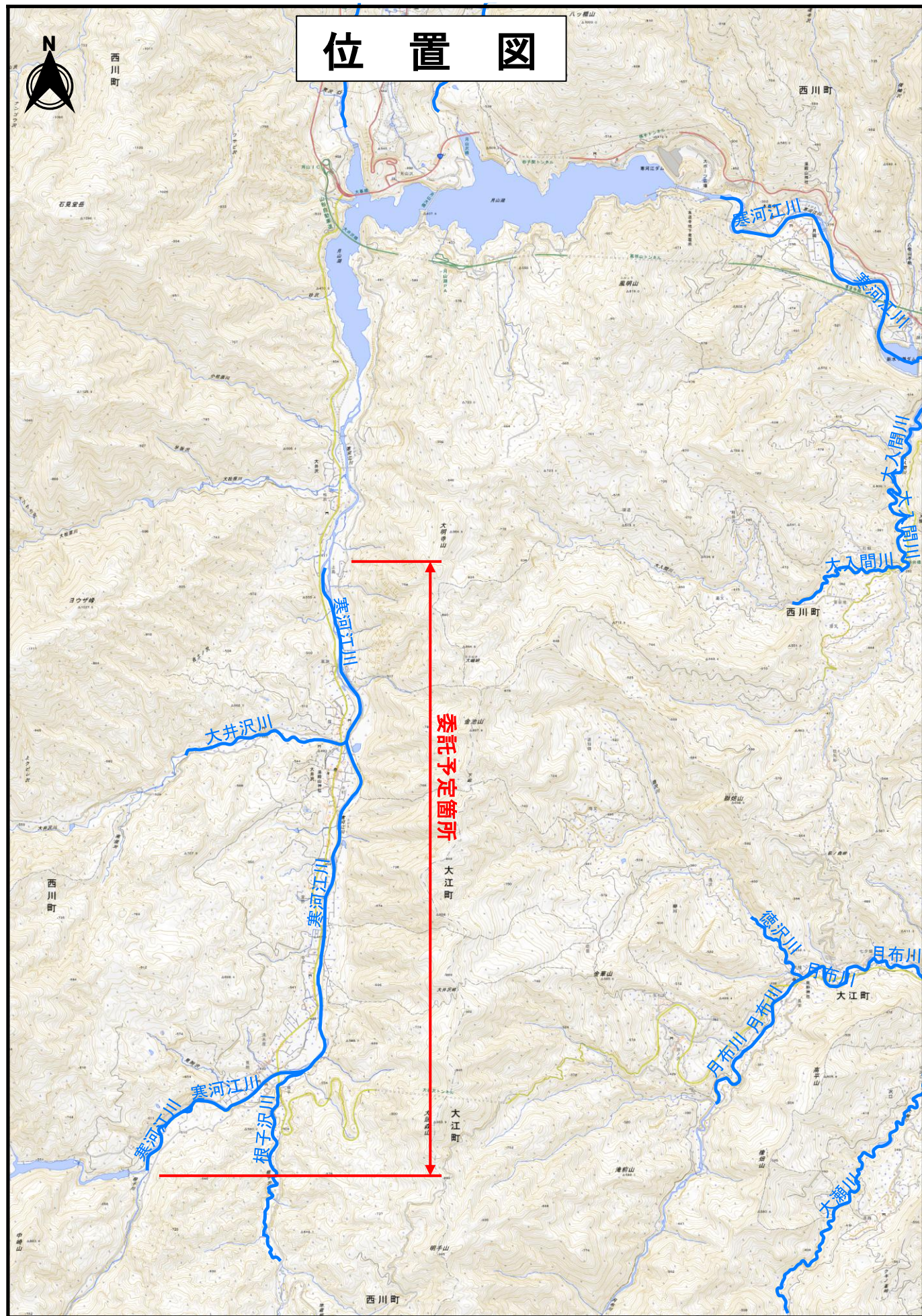
- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、6の担当部局（契約担当）にて行う。

11 全体スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年7月22日(水) |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和8年7月31日(金) 午後5時 |
| (3) 参加資格審査結果通知期限 | 令和8年8月6日(木) |
| (4) 質問受付期限 | 令和8年8月6日(木) 午後5時 |
| (5) 企画提案提出期限 | 令和8年8月20日(木) 午後5時 |
| (6) 企画提案プレゼンテーション | 令和8年8月下旬(別途通知) |
| (7) 評価結果通知 | 令和8年8月下旬(別途通知) |
| (8) 見積り合わせ | 令和8年9月中旬 |
| (9) 契約予定日 | 令和8年9月下旬 |

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案書の提出期限後の資料の差替えや再提出は認めない。
- (4) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに6の担当部局（業務担当）へ通知すること。



位置図

委託予定箇所

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 m

寒河江川河道管理最適化検討業務委託 企画提案評価基準

- ・評価は項目毎にS、A、B、Cの4段階(項目②はA、B、Cの3段階)とし、各項目の配点と評価に基づき点数を計算する。満点は委員一人当たり100点とする。
- ・同点の場合は④、⑤の合計点が高い者を上位とする。④、⑤の合計点が高点の場合は⑤の点数が高い者を上位とする。
- ・項目②の評価は、同種業務を有する場合:A、類似業務を有する場合:B、どちらも有しない場合:Cとする。
- ・企画提案書が、公募要領5(3)《作成上の注意点》において指定した方法以外の方法で作成し提出された場合、減点する。

<評価表>

評価項目		提案内容の評価基準		配点
業務の実施体制		①	・本業務を円滑かつ確実に履行できる人員が確保され、発注者との協議や要請に迅速かつ柔軟に対応できる体制となっており、責任の所在が示されているか。	10
管理技術者の業務実績		②	・配置予定の管理技術者が本業務と同種の業務実績又は類似の業務実績を有しているか。	10
業務の実施方針		③	・本業務の目的を的確に理解し、公募要領で定めた業務内容を十分に踏まえた上で提案され、実施手順や業務工程の内容に実現性があるか。	10
特定テーマ	1)河床変動に伴う施設被害の要因分析	④	・本業務の対象である大井沢地区の特性(急流・砂州の形成・偏流など)を的確に把握するための具体的な調査手法が提案されているか。	15
			・河床変動に伴う施設被害の要因を解明するための論理的な分析方針と具体的な解析方法が提案されているか。	15
	2)河道管理の最適化に向けた対策案の検討	⑤	・分析結果に基づき、河床変動の改善と持続可能な河道管理の最適化を両立させるための、合理的かつ実現性の高い検討手順が提案されているか。	20
			・対策案の比較検討において、現場特性に応じた多角的な評価指標が設定されているか。	20
合計				100